



日本科学振興協会（JAAS）入会手続規程

（趣旨）

第1条 本規程は、日本科学振興協会（以下、「本法人」といいます）における会員の入会手続きを定めるものです。

（会員）

第2条 本規定において入会手続きの対象となる会員は、正会員、賛助会員、協賛会員ほか、別途会員規程に定めるものとします。

（入会条件）

第3条 本法人は、設立趣旨書、定款に規定する本法人の目的と理念に賛同し、会則を遵守することを入会の条件とします。

（入会の審査）

第4条 本法人は、特定非営利法人であり、民主的な組織運営を担保するため、特定の資格や制限なく、誰でも会員になることができます。入会手続きは、特定非営利活動促進法に準拠したものです。

（本法人の行動規範）

第5条 本法人では、分野、組織、職種・職階、国籍・民族、世代の垣根を越え、あらゆる人々が対話し協働して科学を振興していくための活動を行います。このなかには、健全な科学的対話を促進するための相互批判も含まれます。この活動を推進するためには、他者の人格を尊重することが不可欠であり、本法人では、人種、性、国籍、地位、思想、宗教などによる差別を許容せず、自由と人格を尊重した組織運営を行います。個人の属性、立場、思想・信条や過去の言動を理由として、直接的・間接的に他者の人格を否定すること、特定の個人・団体に対して誹謗中傷、名誉や信用を失墜させようとする事、ハラスメントに相当する行為等は厳に慎んでください。

（行動規範の不遵守に対する措置）

第6条 入会后、本法人の諸規則等および行動規範を遵守していただくことが著しく困難で



ある場合には、理事会より注意を行い、改善が見られない場合には、定款第 11 条 2 項に基づいて除名等の措置をとる場合があります。

(正会員間のコミュニケーション)

- 第 7 条 本法人は、正会員間のコミュニケーションを円滑にし、会の意思決定への参加を保証するために、Slack 及び理事会が別途定める複数のオンライン・サービス（以下、「オンライン・サービス」といいます）を利用します。
- 2 理事会は利用するオンライン・サービスについて、正会員に周知するものとします。オンライン・サービスを変更する場合も同様とします。
 - 3 オンライン・サービスを運営・管理を行う上で、本法人が個人情報を取得する場合、当該個人情報は、本法人の個人情報方針に基づいて適正に管理します。また、Slack の投稿については、本法人の運営および管理のために記録します。
 - 4 本法人では、オンライン・サービスの利用を推奨しておりますが、最終的な利用の可否はご自身でご判断ください。オンライン・サービスの利用に関わるトラブルについては、本法人では対応できない場合があります。
 - 5 総会等の重要なイベントおよび会費の改定などの重要事項は、オンライン・サービスおよび電子メールで周知を図るものとします。

(同意事項)

- 第 8 条 正会員は、本法人への入会を以て、本規程を理解し、遵守することに了承したものとします。

(本規程の改廃)

- 第 9 条 本規程は、理事会の決定に基づいて、変更または廃止することができます。規程を変更した場合、理事会はその内容を速やかに会員に周知しなければなりません。規程の変更は、理事会の周知日からその効力が生じます。

2022 年 1 月 22 日 理事会承認